



# 消費者注意報



CASE.3

## 家庭教師の無料体験のはずが…高額な教材を買うことに!

### 「無料」という言葉に誘われて



「**無料体験**」のつもりが、「授業で使用する」と家庭教師契約だけでなく、大量の教材の購入も勧められることがあります。「考えさせてほしい」と言ってもなかなか帰ってくれず、断りきれずに契約してしまうこともあるので気をつけましょう。



### クーリング・オフ制度はあるの?



「契約期間が2か月を超え」かつ「(教材など関連商品を含む)金額が5万円を超える」家庭教師の契約は、特定商取引法で定める「特定継続的役務提供」にあたり、書面を受け取った日から**8日以内**であれば、**クーリング・オフ(無条件解約)**できます。



### 中途解約はできる?



クーリング・オフ期間を過ぎても、**中途解約することができます**。また違約金等についても一定の制限があります。関連商品についても中途解約できますが、書き込みなどした教材は返品できないこともあるので注意が必要です。



ご相談はお近くの消費生活センターへ



## 京のチェックポイント



# 指導と教材のセット契約は慎重に！

## こんなセールストークにご用心！

ベテランの家庭教師が  
指導します

「お子さんのため」  
「今日契約してください」

過去の分の学習や  
3年分の学習教材が必要！



この教材を使えば志望校  
合格間違いなし！！

実際に学習教材を使用したり、家庭教師の指導を受けてみるまで、契約時の説明どおりのサービスが受けられるのか分かりません。後日のトラブルを避けるためにも、勧誘時の説明は書面でしっかり確認しましょう。

## トラブル回避の三か条

- 一、 **すぐに契約心ない**  
セールストークや子どもの気分に惑わされないで！  
契約を急がされる場合は特に注意しましょう
- 二、 **大量・高額な学習教材は要注意**  
きっかけは「無料体験」  
実は学習教材販売が目的という事例もあります
- 三、 **解約・返品条件など契約時にしっかり確認**  
家庭教師は解約できても、教材の解約は簡単ではありません

おかしいな、困ったなと思ったときは  
すぐに消費生活センターに相談しましょう

不安なときは  
まずお電話を！

|                                    |              |
|------------------------------------|--------------|
| 京都府消費生活安全センターくらしの相談                | 075-671-0004 |
| 高齢者消費生活ホットライン                      | 075-671-0144 |
| 消費者ホットライン<br>(お近くの消費生活相談窓口へつながります) | 0570-064-370 |
| 消費生活土日祝日電話相談 (緊急のみ)                | 075-257-9002 |